

令和 2 年

第 3 回 東峰村議会臨時会会議録

開会：令和 2 年 5 月 1 日

閉会：令和 2 年 5 月 1 日

福岡県東峰村議会

令和2年 第3回東峰村議会臨時会

招集年月日 令和2年5月1日開議
招集の場所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 令和2年5月1日 9時30分
議長 佐々木 紀嘉
閉会日時及び宣告 令和2年5月1日 12時31分
議長 佐々木 紀嘉

応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	梶原 伯夫	○	2番	梶原 光春	○
3番	黒川 隆康	○	4番	泉 守	○
5番	高橋 弘展	○	6番	高倉 寛視	○
7番	長澤 貞義	○	8番	大蔵 久徳	○
9番	伊藤 均	○	10番	佐々木 紀嘉	○

不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

出席議員

10名

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため
会議に出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
村長	澁谷博昭	副村長	高橋英治
教育長	佐々木孝		
総務課長	眞田秀樹	住民税務課長	室井英信
農林観光課長	岩橋一成	保健福祉課長	梶原浩二

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
議会事務局長	岩橋俊典		

村長提出議案の題目

議案第23号	令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第1号）
議案第24号	令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）
承認第6号	専決処分の承認を求めることについて（専決第6号）

議員提出議案の題目

発議第2号	新型コロナウイルス対策としての村独自の生活給付・休業補償・商工振興施策等を求める決議
-------	--

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。（会議規則125条） 4番 泉守議員 5番 高橋弘展議員
--

第3回 東峰村議会臨時会会議録

令和2年5月1日開会
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

令和2年 第3回東峰村議会臨時会議事日程

令和2年5月1日開議

開会宣言

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案上程報告

日程第 4 村長あいさつ及び提案理由の説明

日程第 5 議案第23号 令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第1号）

日程第 6 議案第24号 令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）

日程第 7 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）

日程第 8 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）

日程第 9 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（専決第6号）

追加

日程第 1 発議第2号 新型コロナウイルス対策としての村独自の生活給付・休業補償・商工振興施策等を求める決議

開 会	
議 長	<p>おはようございます。 ただ今の出席議員数は、10名です。 定足数に達しておりますので、令和2年第3回東峰村議会臨時会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
開 議	
議 長	<p>それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、 4番 泉守議員、5番 高橋弘展議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2「会期の決定について」を、議題とします。 本臨時会の会期は、本日5月1日の1日間になりたいと思います。 お諮りいたします。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、本日の1日間と決定しました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。 事務局長 (事務局長議案上程報告)</p>
議 長	<p>事務局長より議案の上程報告が終わりました。</p>
日程第4	
議 長	<p>日程第4「村長あいさつ及び提案理由の説明」を、お願いします。 村長</p>
村 長	<p>皆さん、おはようございます。 本日、ここに、令和2年第3回東峰村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにお忙しい中、ご参集をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>さて、新型コロナウイルス感染症が世界中に拡散し大流行となり、収束の目途が立たない極めて重大な危機的状況となっております。</p> <p>日本においても4月7日、国は、東京と福岡県を含む7つの都府県に緊急事態宣言を発令し、感染防止対策に努めてきましたが、感染拡大はその後も収まらず、4月16日には全国へと緊急事態宣言が拡大されました。</p> <p>幸いこれまで朝倉市町村での感染者の報告はありませんが、本村においてもいつ感染が発生してもおかしくない状況であると考えております。本村は、4月27日には、第12回新型コロナウイルス感染対策本部会議を開催し、今後の方針等を確認したところです。</p> <p>いずれにいたしましても村民の皆様には、手洗い、うがい等の感染予防の徹底をお願いしたいとお願いいたしますとともに、本村での感染発症の阻止に万全を期していきたいと考えているところです。</p> <p>また、日田彦山線復旧に関しましては、4月21日、自民党福岡県議団の代表が来村し、夜明駅から宝珠山駅までの路線を視察及び意見交換を行いました。また、明日</p>

	<p>も本村に来ていただき意見交換を行うことになっております。本村としましては福岡県議会の動向を注視し、今後の対応等を考えていきたいと思っております。</p> <p>それでは、本臨時会に執行部から提案しております、議案についてご説明を申し上げます。</p> <p>本臨時会には補正予算について2件、専決処分の承認について3件、計5件の議案を提案申し上げます、ご審議をお願いする次第であります。</p> <p>議案第23号、令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれに2億1,952万3千円を追加し、歳入歳出総額を44億1,892万円とするものです。</p> <p>歳出では、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、特別定額給付金事業2億2,000万円、子育て世帯臨時特別給付金249万8千円、一般管理費に計上している管理栄養士1名分について、国民健康保険事業特別会計で、交付金対象事業として支出することに伴い、人件費の組み替えによる職員1名分の減317万7千円、を計上しております。</p> <p>歳入としては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策においては全額国庫補助金を充て、財政調整基金繰入金を減額しております。</p> <p>議案第24号、令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ347万8千円を追加し、歳入歳出総額を3億7,436万7千円とするものです。</p> <p>歳出では、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等への傷病手当金30万円、人件費の組み替えによる317万8千円を計上しております。</p> <p>歳入は、県補助金及び一般会計繰入金を計上しております。</p> <p>承認第4号、東峰村税条例等の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ公布・施行されることに伴い、東峰村税条例の一部を改正する必要性が生じましたが、議会の議決すべき事件について特段に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。</p> <p>承認第5号、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布・施行されることに伴い、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものであります。</p> <p>承認第6号、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対し傷病手当金を支給するため、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものであります。</p> <p>以上、提案理由の概要を説明申し上げますが、皆様方には慎重審議をいただき、ご可決、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます、私の提案理由の説明といたします。よろしくお願いたします。</p>
休 憩	

議長	この後、執行部とともに全員協議会を開催いたしますので、10時30分まで休憩をいたします。 (9時40分)
再開	
議長	休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 (11時19分)
日程第5	
議長	日程第5 議案第23号「令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第1号)」を、議題といたします。 補足説明を担当課長に求めます。 総務課長
総務課長	議案の2ページをお願いいたします。 議案第23号「令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第1号)」令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,952万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億1,892万円とする。 2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 令和2年5月1日提出、東峰村長名でございます。 3ページをお願いします。 第1表の補正でございます。 歳入につきましては、国庫支出金、繰入金で2億1,952万3千円、詳細につきましては、事項別明細の中でご説明したいと思います。 4ページ、歳出につきましては、総務費、民生費で2億1,952万3千円の補正の計上となっております。 続きまして、7ページをお願いいたします。 事項別明細書の歳入につきましては、11款2項2目民生費国庫補助金、1節で社会福祉費国庫補助金として特別定額給付金事業国庫補助金で2億2,000万円、2節児童福祉費国庫補助金として子ども・子育て支援事業国庫補助金249万8千円の歳入となっております。 15款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、297万5千円の減額となっております。 歳出につきましては、まず、総務課所管の部分をご説明させていただきます。 2款1項1目一般管理費、職員の人件費、給与関係でございますが、村長の説明にもございましたが、この管理栄養士1名につきましては、国民健康保険事業特別会計のほうの交付金の配当枠の限度額が増額されたことによりまして、その交付金事業の対象になるということになりましたので、この一般管理費のほうで措置しておりました職員1名分を国民健康保険事業特別会計のほうに予算の組み替えをするということで、その費用を減額しているものでございます。 総務課の関連につきましては、以上でございます。
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	保健福祉課の所管する部分で、まず2款1項14目電算事務費ですが、子育て世帯臨時給付金対応業務委託料ということで、これは児童手当のシステムを導入しておりますので、その改修が必要ですので52万8千円計上しております。 それから、3款1項3目国民健康保険基盤安定費といたしまして、その他繰入金、

	<p>これは一般会計から国保特会への給与の振り替えに伴いまして、期末手当分を繰り出すものでございます。</p> <p>それから、3款2項1目児童福祉費ですが、19節の扶助費ということで子育て世帯臨時特別給付金197万円を計上しております。</p> <p>この数字につきましては県から試算方法が示されておりまして、児童手当の4月支給人数に、平成16年度生まれ、高校1年生の人数を足して、1割増した数字で、1万円を掛けて計上しております。</p> <p>実際に対象者は209名ほどおるわけでございますが、高額所得で特例給付を受けている者は対象外になります。</p> <p>それからまた、受給しない申し出もですね、受けるということになっておりますので、このような数字で計上しておりますところでございます。以上です。</p>
議長	住民税務課長
住民税務課長	<p>住民税務課の所管するところの補足説明をいたします。</p> <p>8ページをお願いいたします。</p> <p>3款1項11目特別定額給付金事業でございます。</p> <p>7節報償費200万7千円でございますが、給付申請の事務処理のためですね、非常勤職員を2名、6カ月雇用するため計上を行っております。</p> <p>8節旅費としまして2万6千円、10節需用費、申請書等の事務の消耗品として40万8千円、11節役務費、申請書の送付等に係る通信運搬費としまして25万9千円、12節委託料、申請に係るシステム改修が必要になりますので、そのための費用としまして730万円、18節負担金補助及び交付金でございますが、特別定額給付金、1人当たり10万円の2、100人分を計上しております。</p> <p>以上で、補足説明を終わります。</p>
議長	<p>これより質疑、討論、採決を行います。</p> <p>議案第23号「令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第1号）」</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>9番 伊藤均議員</p>
9番	<p>今回におきます新型コロナウイルス感染対策の中で、特別定額給付金事業という形で今回1人当たり10万円を支払いいただくというようなことの中ではありますが、なかなか村内にもいろんな事業者等あります。その中で生活困窮また仕事の休みといったようなもの多々あるかと思えます。そういうものの中ですね、国の施策としては今回これが出ておると。</p> <p>ただ、緊急を要する中で、村としての施策というものがですね、考えがとおりかと思えますので、その点について具体的にお知らせをいただきたいと思えます。</p>
議長	村長
村長	<p>国のほうといたしましては、先にですね、昨日、国会が通りまして、この特別定額給付ということが決定しておりますし、また、さらに事業者向けの給付事業についても、国会での可決が終わったところであります。</p> <p>村といたしましても、国の持続化緊急支援事業を受けまして、当然朝倉市それから筑前町、朝倉市郡のことを考えつつ、東峰村としても売上減少に伴う事業者さん等への手当等、支援金等はですね、考えているところであります。</p> <p>ちなみに東峰村といたしましては、15%以上の売上減少があった場合の法人につきましては10万円、個人事業者については5万円ということで、対象の事業者数が約200者あるということで、予算を2,000万ほど組みたいと考えているところであります。</p>

	<p>それから、恒例の春の民陶むら祭につきましても、今回ネットの販売に切り替えたということでございますので、そういった中で、ネットでお買い上げをいただいた人たちへの送料それから箱代、そういったものを民陶むら祭の予算が、今回使わないということになりますので、そういったところについても村としてはできるだけ窯元さんたちを支援していきたいということで、陶器組合それから民陶祭実行委員会さん、それから商工会との話し合いの中で、そういった支援をしていくということを決めているところであります。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>今回、国の施策に乗って1人10万円の給付金が与えられるということでございます。</p> <p>その中でですね、これはよその自治体でやっておったんですけども、自分でなかなか申請できない方もおられるんじゃないかなと思います。そういった方に対してはですね、どのような形で行政は進めていくのか、そこをまず1点伺いたいと思います。</p>
議長	住民税務課長
住民税務課長	<p>一人暮らしの高齢者等ですね、申請ができない場合があると思いますので、集落支援員さんを通じて申請を行ってもらえるなどの対策を講じていきたいと思っております。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>支援員さんたちはですね、大変だろうと思いますけど、なるべく早急にやっていただきたいというふうに願うところでございます。</p> <p>それとですね、先ほど全協の中でいろんなことを話されました。先ほど村長が言われたように事業者さん、個人事業主さんたちにはいくらかの支援金も出すということでございますが、私が考えるに、今回このような状態で、仕事に行きたくても行けない、または仕事をできないからちょっと休んでくれとか辞めてくれとか、言われた方が多数おられると思います。</p> <p>そういった方々に対してですね、やはり村として考えていただきたい。そういった考えをまずお聞きしたいと思います。どのように考えておるのかを。</p>
議長	村長
村長	<p>東峰村に限らずですね、全国でそういった事例というのはあるかと思えます。今、国が一律1人当たり10万円という支援金を出しておりますけれども、この問題等につきましても、また国のほうでいろいろな施策を打ってくるのではないかと、まずはそう思っておるところであります。</p> <p>そういったところにつきましては、村としてもまた早急に対応をしていきたいと考えております。</p> <p>その後の村独自のところにつきましては、近隣市町村、そういったところの動向も注視しながらですね、また予算等も伴いますので、議員の皆さん方にもお願いを申し上げ実施をしていく検討をしたいと思っております。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>このウイルスですか、問題が出ましてもう2カ月以上経っております。正直言ってですね、ちょっと対応が遅いんじゃないかと、私個人的には考えております。やはり他の自治体とか、いろんな情報をホームページとかいろいろなを見ると、なかなか活発に、活発と言ってもおかしいんですけど、積極的にやられている自治体もあります。</p> <p>ですからですね、ちょっと遅くはなったのかもしれませんが、これからやはり行政として、本当に危機感をもって、早急に村民の暮らしが成り立つような施策をもって、早めに支給ができれば、もう本当に昨日のホームページで2週間とか書いており</p>

	<p>ましたけど、2週間とか言わずに、本当に早急に支給をしていただけるように、これはお願いと言ったらいかんけど、そういったことができるのか伺って、私の質問を終わります。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>できるだけ早くですね、法制化ができたものについては対応したい。先ほど住民税務課長等もお答えをさせていただきましたように、村といたしましてもいかに早く給付あたりが手元に届くか、そういったことを考えてやっているわけでございまして、議員言われるように、できるだけ早く村としても対応をさせていただきたいと思っていますところでもあります。</p>
議長	<p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>同僚議員に引き続き、この特定給付金、定額給付金についてなんですけども。いち早くということで、実際のところ村としては何日から最短で給付できる見込みなのか。それがさらに早くできる方法というのは、まださらに考えられないのか、その部分についてお聞きします。</p>
議長	<p>住民税務課長</p>
住民税務課長	<p>申請の方法としましてはですね、今日1日の日にですね、各世帯のほうに申請書を送付をしたいというふうに思っております。</p> <p>土曜日の郵送になると思うんですが、各世帯に土曜日に届いてですね、連休明けの7日の日から受け付けを開始してですね、最短でも手元に給付金が届くのが12日になろうかと思えます。</p> <p>あとの申請については、毎週金曜日に振り込むような形になろうかと思えます。以上です。</p>
議長	<p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>まず、この給付金で必要とされる対策としては、やはりいち早く必要とされる方に手元に届けれるかということだと思います。</p> <p>いろんなやり方あるかと思えます。もういろんな市町村が独自でやり始めて、もう補正予算前に配ってしまった部分もあると思うんですけど、今日もし配れるのであれば、今日受付申請も可能なのではないかと。</p> <p>要は、なにかと言いますと、もう昨日の時点で東峰村のホームページのほうに申請書も上がっております。書けるような状況になっております。書いて来ていただいて、マイナンバー、本人確認のコピーがあればいつでも申請できる状況かと思えます。受け付けたならば、うまくいけば最短でも7日に振り込みが可能かな。</p> <p>よくよく言えば、この申請書をよく見たら、受け取り方法を2つ選べるんですよ。指定の金融機関口座への振り込みを希望と、Bは申請書を窓口へ提出し後日給付、こういうやり方もあります。もちろんこの備考欄は金融機関の口座がない方や金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方が対象になります。</p> <p>そこを広く読み取って、要は窓口給付もできるということであるならば、本当に困っている人がいる体ですね、今日申請を受け付けて、今日本当に今から放送をかけてですね、給付も可能ということもありなのではないかなと思うんですよ。この、やっぱり連休期間中6日間金融機関もやっぱり借入等もできないような状況になると思うんですよ。</p> <p>そういう対応が可能なのかどうか、まずお聞きします。</p>
議長	<p>高橋議員、どうぞ。</p>
5番	<p>ちょっと補足します。</p> <p>すべてがすべて今日から全部受け付けという窓口が混乱してしまいますので、例えば、今日防災無線等で放送してですね、今日本当に必要な方につきましては電話入</p>

	<p>れてもらった後に対応をしますとか、そういった部分で数を把握した上で、なんとか金融機関が閉まるまでに対応ということもできないかなという部分で、そういう配慮ができないかの質問です。</p>
議長	住民税務課長
住民税務課長	<p>そういった防災無線等を通じてですね、放送を流してですね、そういった方が納付申請があれば対応を検討していきたいと思っています。</p>
議長	<p>ちょっと待って。 課長、よく話して。 住民税務課長</p>
住民税務課長	<p>すみません。対応が可能かどうかですね、検討をさせていただきたいと思っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>検討、すぐにできるかできないか、可能だと思います。もう本当に決断するだけなので、困っている人がそんなに多数いるわけじゃないと思うんですよ。仮定の話です。その少数の声にのびるかどうかなという部分で聞いています。</p> <p>本当にこのゴールデンウィーク、6日間を乗り切るために必要なお金と期待している方ももちろんいらっしゃると思います。やっぱり他の市町村の対応を聞いてしまうと、ずっとテレビに流れるんですよ。どこどこ市町村はどういう給付を始めましたとか。</p> <p>やっぱりそこをよくよく村長にご決断をいただきたいなと。やるのか、やらないのか。本当に最短でも7日からの受給が可能だと。そういう宣言をすることで村民は安心するんだと思うんですよね。</p> <p>窓口受け取りだったら7日で全然できるじゃないですか。今、皆さん、金融機関3時で閉まるから今日はちょっと厳しいじゃないかみたいな雰囲気になりましたけど、じゃあそれは7日だったらどうなのかと。やるか、やらないかですね。</p> <p>このゴールデン期間中に結構な人々がやっぱりお仕事お休みされて時間がある中で、申請書書けると思うんですよ。</p> <p>じゃあ、一気に7日で、よーいどんで何かができる可能性って大きいんですよ。するか、しないかです。ご決断をお願いします。</p>
議長	<p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(11時43分)</p>
議長	<p>会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(11時43分)</p>
議長	村長
村長	<p>どうしても今日中にとかですね、そういう方がいれば窓口に来ていただいて、書類の手続き等をしていただいた上になるかと思えますけれども、いずれにいたしましても、現金支給ということはちょっと無理かと思えますので、口座のほうに振込等になるかと思っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>村長の考えは分かりました。</p> <p>決裁手続き的にはやっぱり現金を扱うのは嫌ではあるんですけども、口座振替にするから日数がかかるんですよ、この話。後々は口座振替でいいと思います。</p> <p>困った方への対応で現金給付をしたらどうですかと。その現金給付なら、別に日数を待たずにできるんじゃないですかという話で、結局今日受け付けたとしても7日に入金できるかというの、はてなですよ。</p> <p>だったら、いつまで経っても後ろに行くじゃないですか。このお金自体は、今必要</p>

	<p>だから、皆さん自粛したりとか、何かあったときに使ってくださいというのは、早く欲しい人は必要なんです。事業されている方は定期的な支払いがあります。生活されている方もいろんなローンの支払いだってあります。</p> <p>やれるのか、やれないのかだと思うんですけど、もう一度決断をお聞きしたいんですが、現金給付はもう一切やらないということではよろしいですか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>非常に気持ちというかですね、自分たちも共感するものではございますが、また農協さんもですね、2分の1の勤務等でちょっと事務が手がかかるということもございまして、今、12日という最短の振り込みをですね、農協のほうと調整をしているところでございます。</p> <p>先ほどのご提案につきましては、申請については対応できると思います。それが実際に3時まで現金という形で給付ができるかというのは、ちょっとここで即答はできませんが、農協のほうと協議、議会が終わり次第調整をさせていただきたいというのと、本日申請をいただいた分で、もし今日が仮に厳しいとしても7日、それも正直言って件数次第になります。その分について、それもちょっと振込先、収納機関の農協のほうと、本日すぐに協議をさせていただきたいという、ちょっと回答までしかできませんが、そういった回答で申し訳ございません。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>それに基づきまして、先ほどの高倉議員の、要は、なかなか自分で申請できる方が、自分で申請できない方も数多くいらっしゃるのかなという部分がある中で、結構この申請書の中でよく出てくるのは、なんとかのコピーという話なんです。</p> <p>要は、今回はマイナンバーカードのコピーあるいは運転免許証のコピー、そして振込先金融機関の口座確認書類として通帳のコピー又はキャッシュカードのコピーが必要なんです。</p> <p>この村に10円コピー屋さん、ありますか。どこでコピーすればいいんですかね。皆さん、お家でコピー機をお持ちになっているんですかね。と、いう部分で、やっぱり来ざるを得ない部分であったり、わざわざコンビニに行ったりですね、しないといけない部分があるかと思えます。その辺の対応をお聞きしたいと思います。</p>
議長	住民税務課長
住民税務課長	<p>今ですね、プリンターにコピー機能が付いたプリンターの購入を行っております。それでですね、窓口を設けて、コピーをするようなところを設けたいと思っております。</p> <p>高齢者の部分につきましてはですね、集落支援員等が行ってですね、写真機を使って身分証明書とか通帳等をですね、写真を撮って、一緒に申請書を預かってきて対応をしたいというふうを考えております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>何回も質問をさせていただいて申し訳ないんですが。</p> <p>要は、不要不急の外出を避けてくれという部分でもあってですね、要は、そういう集落支援員さんが対応される部分は対応していただいて結構だし、その方々が急ぐのかどうかというのももちろんあると思うんですけど、やっぱり急ぐ方はどうしてもですね、じゃあ村外のコンビニに行かざるを得んし、なんかどこかのお店に行かざるを得ない。やっぱり何か外出に繋がって、やっぱり接触したくないんですけど、そういう部分もあるかと思えます。</p> <p>そういった部分で、自分で申請できる方は村外にコピーしに行ってくださいという部分で思っておいていいんですか。もう役場のコピー機をお使いいただいて、どうぞと言うのか、いろいろあるかと思えます。</p>

	<p>プリンターを整えますと。それを要所要所の施設のところに置いて、じゃあ、これお使いくださいというのもありだと思います。いろいろやり方はあると思うんですね。あんまり村民がいろんなところに行って、濃厚接触じゃないですけど、接触するというのを避けないといけない部分で、やっぱり村にコピーできる場所がないというのも1つの問題点であると思うんですが、もう一度どういうふうにするのか、ご説明いただいてよろしいでしょうか。</p>
議 長	住民税務課長
住民税務課長	<p>高齢者につきましてはですね、集落支援員等が行きまして、証明書関係については写真を撮ってきて、それを証明書としたいと思います。</p> <p>また、役場にコピーがありますので、役場に来ればですね、当然コピーが可能ですので、役場のほうにも来ていただきたいと思いますが、場所も役場のロビーとかですね、いずみ館の玄関等にですね、場所は変わるとは思います、役場のロビー等にコピーができるプリンター等を設置をしてですね、コピーに対応したいと思っております。</p>
議 長	<p>他にありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>反対討論はありませんか。</p> <p>賛成討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第23号「令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第1号)」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第6	
議 長	<p>日程第6 議案第24号「令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第1号)」を、議題といたします。</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>議案第24号「令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第1号)」</p> <p>令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ347万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,436万7千円とする。</p> <p>第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和2年5月1日提出、東峰村長名です。</p> <p>10ページですが、第1表です。</p> <p>県補助金で327万6千円、繰入金で20万2千円、合わせて347万8千円が歳入の補正額でございます。</p> <p>次のページですが、歳出では、6項の新型インフルエンザ等対策費に30万円、保</p>

	<p>健事業費に317万8千円ということで、補正額の合計347万8千円でございます。</p> <p>14ページをお願いします。</p> <p>事項別明細書ですが、6款1項1目保険給付費等交付金といたしまして、普通交付金ですが、特別調整交付金になります。327万6千円の歳入を見込んでおります。</p> <p>それから、10款1項1目一般会計からの繰入金といたしまして、期末手当分の20万2千円、これを繰り入れるところでございます。</p> <p>次ページの15ページをお願いいたします。</p> <p>2款6項1目新型インフルエンザ等対策費、負担金補助及び交付金の30万円でございますが、これは、傷病手当を今回計上しておるものでございます。</p> <p>この後、国民健康保険条例の一部改正案を今回提案しておりますので、中身についてはその中でご説明したいと思っております。</p> <p>それから、6款1項1目給与の関係の繰り替えでございます。報酬から共済費まで、一般会計からの振り替えでございます。これは、生活習慣病重症化予防対策事業ということで今年度からの事業で、後期高齢者医療の広域連合のほうから交付金が交付されますので、当初予算で見込めなかった分を、今回振り替えを一般会計から行っているものでございます。以上です。</p>
議長	<p>これより質疑、討論、採決を行います。</p> <p>議案第24号「令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）」</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>ちょっと全般的な質問をさせていただいて申し訳ないんですが。</p> <p>なかなか国の布マスクも送ってくるようで送ってこないような部分もあったりとか、不具合もあったりというので、村民の皆さんはマスクの手配というのは、すごくシビアに行われているかと思えます。</p> <p>村はそういった部分で、本当に困窮してなかなか手に入らなくて困られている方へのマスクの支給ができるような状況なのか。</p> <p>もう1つは、おそらくこのゴールデンウィーク明けに関しては、いろんな小売店も営業再開というかですね、状況を見ての部分であられるかと思えます。</p> <p>そういった部分で、今不足しているのがアルコール消毒液といった部分、そういう部分が、村として備蓄している部分がどうか供給というか配布ができるのかどうか、状況的な部分をまずご説明いただけますでしょうか。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>マスクですね、このサージカル系と一般的に言われていますが、そのマスクについては村のほうに在庫がある程度でございます。</p> <p>ただ、その在庫につきましては、保育園、保育所、または清和園とか宝珠の郷、そういった施設を優先的に要望があれば配布をしております。基本的に個人からの申し出は、村のほうでは受け付けておりません。</p> <p>ただ今回ですね、いずみ館の職員の方々にもですね、布マスクの作成を依頼しております。そういったものができればですね、また集落支援員の方とかそういった方を通じて、困っている方がいればお配りしたいと思いますし、これを全村民対象に行うということはなかなか難しいと思っておりますので、どうしてもマスクが入らないような、買いに行けないような、そういった方を優先的に配布できればと考えているところでございます。以上です。</p>
議長	消毒の件。

	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>失礼しました。</p> <p>消毒につきましては、先般朝倉 J C のほうから次亜塩素酸水ですか、それを村のほうに寄付いただけるということで、それがですね、大体有効期限が比較的短い品物になりますので、もしそれを今回寄付いただければ、それを優先してですね、そういった施設のほうの消毒とか、そういったところに対応できるように配ってはどうかという協議をですね、対策本部のほうで会議を行ったところでございます。</p> <p>アルコールの消毒液については一定期間保管ができますので、今年の梅雨時期とか台風時期、避難所等にそういった必要性が生じれば、また、そこでの消毒等が必要になってまいりますので、そちらのほうに保存をしておいたほうがいいのではないかと、そういった対策もですね、対策本部のほうで協議を重ねておりますので、一番いい方法を今後見つけていきたいと思っております。以上です。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>反対討論はありませんか。</p> <p>賛成討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第 2 4 号「令和 2 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第 7	
議 長	<p>日程第 7 承認第 4 号「専決処分の承認を求めることについて（専決第 4 号）」を、議題といたします。</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>住民税務課長</p>
住民税務課長	<p>1 6 ページをお願いいたします。</p> <p>承認第 4 号「専決処分の承認を求めることについて（専決第 4 号）」</p> <p>地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求めます。</p> <p>令和 2 年 5 月 1 日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>1 7 ページをお願いいたします。</p> <p>東峰村専決第 4 号、専決処分書。</p> <p>地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、東峰村税条例等の一部を改正する条例を専決する。</p> <p>令和 2 年 3 月 3 1 日、東峰村長名でございます。</p> <p>理由としまして、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和 2 年 3 月 3 1 日にそれぞれ公布され、原則として同年 4 月 1 日から施行することに伴い、東峰村税条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 1 7 9 条</p>

	<p>第1項の規定により専決処分するものでございます。</p> <p>18ページをお願いいたします。</p> <p>東峰村税条例の一部を改正する条例の新旧対照表をお願いいたします。</p> <p>改正する箇所は多くありますが、ほとんどが項ずれなどの規定の整理ですので主なものだけ説明をいたします。</p> <p>まず、改正で個人住民税の件ですが、1つにですね、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しが行われております。すべてのひとり暮らし家庭に対し公平な税制を実現するため、婚姻歴の有無による不公平と男性ひとり親と女性ひとり親の間の不公平を同時に解消するため改正となっております。</p> <p>内容としましては、婚姻歴の有無や性別にかかわらず生計を一にする子どもを有する単身者について、同一のひとり親控除、控除額30万でございますが、を設けております。</p> <p>それ以外の寡婦につきましては、引き続き寡婦控除、金額としまして26万円を適用するものでございます。</p> <p>また、ひとり親控除及び寡婦控除に所得制限を500万円以下を設けるものでございまして、令和3年1月1日から施行するものでございます。</p> <p>2つ目に、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に関する課税の特例の創設でございます。</p> <p>個人が都市計画区域にある低未利用土地等を譲渡した場合において、次の要件を満たすときに長期譲渡所得の金額から100万円を控除できる制度が創設されております。</p> <p>内容としましては、低未利用土地等であること、及び譲渡後の利用について村長の確認がされていること、2つ目に、所有期間が5年を超えていること、3つ目に、個人の配偶者等特別の関係がある者への譲渡でないこと、4つ目に、土地上にある建物等も含め譲渡金額が500万以下であること。</p> <p>これについては、改正土地基本法の施行の属する年の翌年の1月1日施行となっております。</p> <p>続きまして、たばこ税の改正のほうですが、軽量葉巻たばこの課税方式の見直しが行われております。</p> <p>葉巻たばこについては1グラム当たり紙巻たばこ1本に換算し課税をされております。1本当たり1グラム未満の軽量な葉巻たばこ、いわゆるリトルシガーは紙たばこと形状が似ているものの税負担が低く抑えられておるため、紙巻たばこと同じ本数課税方式へ変更されるものでございます。</p> <p>令和2年10月からの実施ですが、令和3年9月までの1年間は0.7グラム未満の葉巻たばこを0.7本の葉巻たばことみなす経過措置が講じられるもので、令和2年10月1日からの施行となっております。</p>
議 長	何ページを言っているの、課長。
住民税務課長	ページがですね、条文がいっぱい関係がありますので。
議 長	ちょっと分かりづらい。
住民税務課長	<p>もう1つ固定資産税の改正でございますが、1つに所有者不明土地への課税でございます。</p> <p>所有者不明土地等の固定資産税の課税の課題に対応するため、住民票、戸籍等の公簿上の調査、使用者と思われる者やその関係者への質問等を尽くしてもなお固定資産の所有者が1人も明らかにならない場合、事前に所有者に対して通知をした上で使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができるものでございます。これは、令和2年4月1日からの施行となっております。</p>

	<p>2つ目に、現所有者の申告の制度化でございます。</p> <p>所有者不明土地等の固定資産の課税の課題に対応するため、登記簿上の所有者が死亡し相続登記がされるまでの間における現所有者、相続人に対してですね、村の条例で定めるところで氏名、住所等必要な事項を登録させることができるということになっております。これについては、令和2年4月1日から施行をするものでございます。以上で、補足説明を終わります。</p>
議長	<p>これより質疑、討論、採決を行います。</p> <p>承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>固定資産税について、少しだけお聞きしたいんですけども。</p> <p>1点だけ、要は、所有者が亡くなられた場合において、その名前が残って固定資産税、今通知が来て、使用者というか集落で持っている部分とかがあると思うんですが、その集落で持っている誰かに、もう名義人が変更されるということになるんでしょうか、勝手に。勝手にと言うか。</p>
議長	住民税務課長
住民税務課長	<p>今のですね、相続というか、所有者等が分かって税金等が支払われていけばそういうことはありませんが、全く所有者も不明の場合にですね、そういったことが、不明者の土地の課税が起きることになります。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>あんまり時間を使いたくないんですが、すみません。</p> <p>その所有者の存在が不明という部分がどういった部分に当たるのか。もう死亡されているというのが間違いなくて、その存在が確認できずに誰も亡くなられていない部分が、もう完全に今使用されている方に切り替わるということなんですか。要は、どうい話なんですか。</p>
議長	住民税務課長
住民税務課長	<p>そのとおりでございます、使用者にですね、課税ができるということになっております。</p> <p>使用者不明でですね、使用者がいる場合使用者に課税ができるということになっております。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり承認されました。</p>
日程第8	
議長	<p>日程第8 承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）」を、</p>

	<p>議題といたします。</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）」です。</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。</p> <p>令和2年5月1日提出、東峰村長名です。</p> <p>81ページをお願いします。</p> <p>専決処分書です。</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分する。</p> <p>令和2年3月31日、東峰村長。</p> <p>理由ですが、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するものである。</p> <p>82ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。</p> <p>この条例の改正では、一口で申し上げますと、軽減判定所得の基準額の引き上げでございます。</p> <p>第2条第2項を見ていただきますと、61万円を63万円、第4項では16万円を17万円と、83ページでは、第23条の61万円を63万円、16万円を17万円、28万円を28万5千円と、そのように改正するものでございます。</p> <p>同じく84ページの第23条の第3号の中でも51万円を52万円に改めるものでございます。</p> <p>86ページをお願いしたいと思います。</p> <p>86ページの附則でございます。</p> <p>第5項及び第6項ともにですね、これは、土地基本法等の一部改正による改正でございます。</p> <p>87ページの附則でございます。</p> <p>第1項、この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第5項及び第6項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行するものでございます。</p> <p>第2項、改正後の東峰村国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。以上でございます。</p>
議長	<p>これより質疑、討論、採決を行います。</p> <p>承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）」</p> <p>質疑のある方、どうぞ。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>（討論なし）</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p>

	承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり承認されました。
日程第9	
議長	日程第9 承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（専決第6号）」を、議題といたします。 担当課長に補足説明を求めます。 保健福祉課長
保健福祉課長	承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（専決第6号）」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。 令和2年5月1日提出、東峰村長名です。 89ページです。専決処分書。 地方自治法第179条第1項の規定により、東峰村国民健康保険条例の一部を改正する条例を専決処分する。 令和2年3月31日、東峰村長名です。 専決の理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等、この場合、国民健康保険の場合被保険者になります。傷病手当金を支給するため、東峰村国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するものでございます。 90ページの新旧対照表をご覧になっていただきたいと思います。 第5条で、給与等の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当を支給すると、第5項ではそのように謳っているものでございます。 第6項では、91ページになりますが、かいつまんで申し上げますと、過去3カ月の給与等の平均日額の3分の2の額を傷病手当として支給するというものでございます。 第7項では、傷病手当金の支給期間は、1年6月を超えないものとする。 次に、第8項でございますが、この第8項では、事業主から休業補償を受けることができる者には、この傷病手当は支給しないと。 休業手当と申しますのが労働基準法で定められているもので、労働基準法では100分の60以上を休業手当として支給するようになっております。 第9項では、本来休業補償を受けることができる者で補償を受けていない者については、全額またはその差額を支給するというものでございます。 ただ、事業主が本来負担すべきものについては、第10項にありますとおり、事業主から徴収を行うと、そういったものでございます。 附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。以上です。
議長	これより質疑、討論、採決を行います。 承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（承認第6号）」

	<p>質問のある方、どうぞ。</p> <p>6番 高倉寛視議員</p>
6 番	<p>この案件は、おそらく新型コロナウイルスの関係で出てきたものだと思います。</p> <p>これは、例えば、普通事故に遭ったとかで当然入院とか、そういったこともあると思います。</p> <p>それに比べて、コロナに対することに対しての金額の差額とか、そういうのがあるんですかね。やっぱり同じものですか。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>今回の条例改正は、あくまでも新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者と、そういうこととなりますので、通常の労働基準法上の休業補償と、そういったところとは今回の条例の改正案は違います。</p>
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	<p>と、いうことは、この傷病手当金というものがありますが、こういうものの金額とか、例えば、何割とかいろいろありますけども、そういったものが違ってくるわけですか。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>先ほど補足説明で申し上げましたとおり、労働基準法上での休業補償は100分の60以上ということで定められております。</p> <p>今回改正する条例の中では、過去3カ月の給料等の平均日額の3分の2ということで若干差が出てきますので、そういった差額等はですね、支給することができるものでございます。</p>
議 長	<p>他にありませんか。</p> <p>5番 高橋弘展議員</p>
5 番	<p>最後の10項のところですね、本村が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収するというので、要は、事業所の中で雇用している方が新型コロナウイルスに感染してしまった。その場合事業所がどうなるかという部分ですね。</p> <p>じゃあ、休業補償を支払えるような事業所状態になるのかなど。これも払ってしてたら、ちょっと事業所もやり繰りできない状況になるかなどと思います。</p> <p>そこに対して、今言ってしまう話じゃないんですけど、やはりそういった部分をしっかり考えておかないと、もう事業所で絶対新型コロナウイルスの感染者が出せない、そんな恐怖と戦いながらやっぱりしていく部分も考慮していただきたいなと思いますので、ぜひ、なんかそういう、もし事業所で感染者が出た場合の村としての対応を、ぜひ、今後でいいので検討いただきたいなと思います。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>ご指摘の質問についてはですね、あり得るケースだとは思いますが。</p> <p>ただ、そういった場合、事業主のほうは国のほうからですね、そういった手当の制度もあるようですので、そちらでカバーできればいいかと思うわけですが、一般的に考えますと、そういった事業主に雇用されている場合は社会保険の場合が多いかと思っております。</p> <p>そうすればこの国民健康保険条例のほうの適用は、ケースとしては少ないのではないかなと想定しますので、そのような状況が出たときにですね、事業主のほうと協議を行いたいと思います。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p>

	(討論なし)
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>承認第6号「専決処分の承認を求めることについて(専決第6号)」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり承認されました。</p>
議長	<p>お諮りいたします。</p> <p>ただ今、伊藤均議員他8名から、発議第2号「新型コロナウイルス対策としての村独自の生活給付・休業補償・商工振興施策等を求める決議」が提出されております。</p> <p>これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>発議第2号「新型コロナウイルス対策としての村独自の生活給付・休業補償・商工振興施策等を求める決議」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。</p> <p>(日程表・議案書配布)</p>
追加日程第1	
議長	<p>追加日程第1 発議第2号「新型コロナウイルス対策としての村独自の生活給付・休業補償・商工振興施策等を求める決議」を、議題といたします。</p> <p>説明を提出者伊藤均議員に求めます。</p> <p>9番 伊藤均議員</p>
9番	<p>先ほど補正予算の中にも村独自の考えをいただいたところではありますが、やはりいろんな対応が今後予想されるかと思っております。</p> <p>その中で早期の対応をしていくためにも、この決議をさせていただきたいと思っております。</p> <p>朗読させていただきます。</p> <p>発議第2号、東峰村議会議長 佐々木紀嘉殿。</p> <p>「新型コロナウイルス対策としての村独自の生活給付・休業補償・商工振興施策等を求める決議」</p> <p>上記の議案を、別紙のとおり東峰村議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。</p> <p>令和2年5月1日提出です。</p> <p>提案者 伊藤均、賛成者 東峰村議会議員8名という形になります。</p> <p>提案理由の説明になりますが、裏のページです。</p> <p>発議第2号「新型コロナウイルス対策としての村独自の生活給付・休業補償・商工振興施策等を求める決議」</p> <p>新型コロナウイルス流行に伴い、多くの村民の生活の自由が奪われ、生活が困窮する事態となっている。村内事業者は営業自粛を自主的に行ったり、村民の手洗いやマスク装着等による日々の努力によって村内での感染を食い止めることができている。早期の収束が見込めない中ではあるが、いち早く今後の生活に希望を持つためにも、村独自の生活給付・休業補償・商工振興施策等を求めるとともに、令和2年度一般会計予算における不要不急の事業の見直し等による財源捻出を求めるものであ</p>

	<p>る。</p> <p>以上、決議する。</p> <p>令和2年5月1日、東峰村議会。以上です。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>発議第2号「新型コロナウイルス対策としての村独自の生活給付・休業補償・商工振興施策等を求める決議」について、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
閉会	
議長	<p>以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。</p> <p>村長よりあいさつの申し出がっております。</p> <p>これを許可いたします。</p> <p>村長</p>
村長	<p>閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。</p> <p>本日は、令和2年第3回東峰村議会臨時議会を開催し、議員の皆様のご慎重審議をいただき、ご可決、ご承認をいただきましたことを厚くお礼を申し上げます。</p> <p>さて、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため並びに早期収束ができるよう引き続き村民の皆様には、暫くの間日常と違う窮屈な生活が続くこととなると思いますが、国、県、村などから出される情報に基づき対応していただきますようよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>また、議員各位におかれましてもお体をご自愛され、さらにご活躍くださいますよう心からお願いを申し上げ、閉会のあいさつといたします。</p> <p>どうもありがとうございました</p>
議長	<p>これをもちまして、令和2年第3回東峰村議会臨時会の全日程を終了いたします。</p> <p>(12時31分)</p>

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを
証するために署名する。

議 長

議 員

議 員